

県庁周辺エリア アイデアコンペ 募集要項



公式ウェブサイト

(<https://toyama-idea.jp>)



富山県ウェブサイト

(<https://www.pref.toyama.jp/1110/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/11/1110.html>)

主催：富山県

後援：富山県庁周辺エリアマネジメント懇話会、富山経済同友会、
富山商工会議所、国立大学法人富山大学、富山市

履歴

2024年7月31日（水）発行

1. 趣旨

これからの人口減少社会を見すえた持続可能なコンパクトシティの形成を目指した先進的なまちづくりが進められてきた富山のまちの中心に、歴史的にも重要な意味を持ち、水辺や公園といったアメニティ空間を備えている「県庁周辺エリア」があります。

県庁周辺エリアは、富山駅からまちなかの商店街地区の中間に位置し、県庁や市役所などの公共施設が建ち並ぶ重要なエリアです。このエリアは公共交通が整っており、歴史資源や水と緑の空間を備えた恵まれた環境を有していますが、そのポテンシャルを十分に活用できていません。また、県庁と市役所がまちの中心で隣接している全国でも有数の官庁街であり、多くの行政職員やオフィスワーカーが存在しますが、彼らや来街者にとって必ずしも魅力的なエリアとはなっていません。さらには、まちの活性化に向けたまちづくりの活動やプレイヤーが乏しい状態となっており、地域の魅力や可能性を引き出す取り組みが不足しています。

こうしたことから、現在、富山駅から県庁周辺エリアを抜けてまちなかの商店街地区へと歩く人の流れが十分に作り出せておらず、賑わいに乏しいエリアとなっています。このため、富山駅からまちなかの商店街地区までを、いかに、楽しく歩いて行けるウォークアブルな、そして、憩いとゆしみのあふれる空間として生まれ変わらせるかが大きな課題となっています。

昨年10月、地元経済界の呼びかけで「富山県庁周辺エリアマネジメント懇話会」が設置され、県庁周辺エリアの価値や魅力を高める機運が高まってきました。これを受け、県としても、県庁周辺エリアの現状と課題を踏まえた3つの「ありたい姿」を整理しました。

まちづくりは行政だけではできません。その地域に関係する企業や団体、学校、住民の方々はもちろんのこと、県内、県外の多様なの方々よりご意見やご提案をいただきながら、協力関係を築き、ともに未来を描いていくことが大切です。この県庁周辺エリアが、富山のまちの核として、歩いて楽しい、幸せあふれるウェルビーイングな場所となるよう、変化を生み出していきたいと考えています。そこでこのたび、10年後20年後を見据えた県庁周辺の未来の姿や持続可能な仕組みのアイデアを募集するコンペを開催します。

※本コンペティションは、県庁周辺エリアの未来の姿や持続可能な仕組みのアイデアを広く募集することを目的としたものであり、提案内容の直接的な実現を前提とするものではありません。構想を検討する際のヒントとして活用させていただきます。

2. 提案対象エリア

- ・作品には、必ず下記のコアエリアのすべての対象施設を含めることとし、サブエリアは任意とします。そのうえで、特定のテーマやコンセプトを磨き上げた提案を可とします。
- ・コアエリア、サブエリアに隣接する周辺部を含んだ提案も可能です。
- ・対象エリア全体、さらには富山駅や商店街地区との関係性の視点を意識してください。

部分拡大図



広域図（富山駅から商店街地区）



出所：インフォマップとやま、国土地理院撮影の空中写真（2021年撮影）

- 凡例
- …コアエリア
 - …サブエリア

コアエリア

対象施設	特徴
県庁前公園	<p>戦災復興土地地区画整理事業の際に用地を確保し、県庁やオフィス街の憩いの場として、昭和40年（1965年）に整備された近隣公園です。</p> <p>面積12,000㎡の園内中央には、直径35mの大噴水、南西側には富山の置県100年を記念して設置された花時計が設置され、芝生広場も備えています。</p> <p>入園者数は、平日で約2,200人/日、休日で約1,100人/日ほどです。</p> <p>県庁や市役所の公共施設等が集積するオフィス街に位置し、人々の憩いと語らいの場として親しまれています。</p>
旧NHK富山放送会館跡地	<p>この場所には、かつてNHK富山放送会館がありましたが、令和4年の移転に伴い、県とNHKとの間で土地交換手続きが行われ、現在このNHK跡地は県が取得し、県有地となっています。現在は、建物が取り壊され空き地となっており、新たな活用方法を検討して</p>

	<p>います。</p> <p>面積は3,610 m²で、周辺には県庁舎、文化施設、商業施設、公園などがあり、地域の生活拠点としてのポテンシャルがあります。</p> <p>富山県庁舎や県庁前公園に隣接しており、富山市の主要な交通機関（バスや電車）のアクセスが良好で、利便性が高い場所です。</p>
富山県庁舎及び敷地	<p>現在の県庁舎は、神通川の廃川地に建てられました。明治時代までの神通川は、富山市中心部で大きく蛇行しており、毎年のように市街地に洪水の被害をもたらしていました。これを防ぐために、明治34年（1901年）から川の流れを直線化する「馳越線（はせこしせん）工事」が行われました。現在の富山大橋から富山北大橋あたりの区間です。この工事によってできた川の跡地は、昭和3年（1928年）から始まった富山都市計画事業により、富山駅北と岩瀬を結ぶ『富岩運河』を掘った土砂で埋められ、さらに区画整理されて他の施設とともに県庁舎が建てられました。</p> <p>現在の県庁舎本館は、耐震・耐火の鉄筋コンクリート造4階建て鉄筋コンクリート造、地上5階、建築面積3,938 m²、延べ15,191 m²で、竣工当時の姿を今に残しています。</p> <p>昭和20年（1945年）8月の富山大空襲では、数発の焼い弾が直撃しましたが、かろうじて焼失を免れました。</p> <p>竣工当時は廃川地に県庁舎だけが建っている状態でしたが、その後、次々と南別館、議事堂、東別館、県警本部が増築されました。</p> <p>平成27年（2015年）に県庁舎本館は国の登録有形文化財に登録されました。</p> <p>このように歴史ある建物の中には、絨毯が敷きつめられ重厚な造りとなっている特別室（記者会見や表彰式などに利用）、県職員が業務を行うための執務室や会議室などがありますが、県庁舎本館南側に、令和4年に新しく地上10階建ての防災危機管理センターが完成し、一部部署が同センターに移転したため、現在、県庁舎本館には空室となっている部屋もあります。</p>

サブエリア

対象施設	特徴
富山県庁敷地 (コアエリア除く)	同上

松川及び沿道	<p>松川は、神通川の旧河道で富山城跡、県庁などのある市街地の中心を流れています。</p> <p>大小のビルが林立する谷間を流れる松川両岸には、ソメイヨシノなど470本あまりの桜並木が続き、遊歩道が整備されています。</p> <p>桜橋から上流の7つの橋を中心に彫刻が置かれ、「松川べり彫刻公園」として整備されています。</p> <p>また、市民による一斉清掃や草刈りなど河川美化活動が積極的に行われています。</p> <p>日本さくらの名所100選に選ばれている桜の名所でもあり、桜並木のトンネルと遊覧船ののどかな風景が見られます。</p>
--------	---

※本コンペティションの件で、所管の関係各所へのお問い合わせは、ご遠慮下さい。

※提案対象施設の現地確認等を行う場合、敷地内及び周辺で通常公開されていない場所への立入はご遠慮下さい。また、敷地及び周辺の建物利用者の方々にご迷惑とならないよう、ご配慮願います。

3. 応募資格

個人、グループ、企業など、どなたでも応募できます。国籍、年齢、保有資格などは問いません。

ただし、提出物は日本語で作成の上、発表者は日本語でプレゼンテーションを実施してください。

4. 提案への要求事項

- 作品には、必ず下記のコアエリアのすべての対象施設を含めることとし、サブエリアは任意とします。そのうえで、特定のテーマやコンセプトを磨き上げた提案を可とします。

<コアエリア>

県庁前公園、旧NHK富山放送会館跡地、富山県庁舎及び敷地

<サブエリア>

富山県庁敷地（コアエリア除く）並びに松川及び沿道

- コアエリア、サブエリアに隣接する周辺部を含んだ提案も可能です。
- 対象エリア全体、さらには富山駅や商店街地区との関係性の視点を意識して提案してください。
- 県庁周辺エリアの現在の課題や歴史的資源、立地条件等をよく読み取り、このエリアに期待する付加価値や未来の姿、持続可能な仕組みなど、より魅力的にするためのアイデアを提案してください。
- 提案は、次の県庁周辺エリアの3つの「ありたい姿」のすべてをイメージした内

容で提出をお願いします。

- ① 歴史・水辺・緑を活かしてまちの中心における憩いと愉しみの空間を形成し、来街者・従業者・居住者のウェルビーイングを向上させるエリア
 - ② まちなかの連続性・回遊性を高めて、まちをシームレスにつなぐとともに、周辺街区に賑わいの好循環をもたらすエリア
 - ③ 公有地を舞台に県内外の多様なプレイヤーが集まり、産学官民連携や人々の交流が積極的に行われ富山のまちの核として求心力と発信力を生むエリア
- ・ このほか、県庁周辺エリアには、緑の空間を確保することや再生可能エネルギーの活用、グリーンインフラの導入、地震や洪水などのリスクに対する適切な防災・減災措置等に配慮した提案が望まれます。
 - ・ ハード面だけでなく、ソフト面の提案も大いに歓迎します。

5. 制約条件

富山県庁舎、県議会議事堂、県警察本部、県防災危機管理センター、県民会館の位置及び既存建築物の基本的な構造は変更できません。

上記条件以外は、自由に設定いただいて結構です。提案内容の技術的担保は必ずしも求めません。

6. 参加登録及び提出物

応募される代表者の方は、必ず事前に下記 QR コードを読み取り、公式ウェブサイトへアクセスし、参加登録フォームにより参加登録をしてください。(2024年10月18日(金)17:00まで) なお、取得した個人情報は、本アイデアコンペに係る目的の範囲以外では一切使用しません。

参加登録いただいた代表者の方には、整理番号等をお知らせします。

提出物は、下記の要領で作成し、公式ウェブサイトの応募ページへアクセスして提出してください。(2024年10月25日(金)17:00まで)

なお、第1次審査通過者の提案資料は、本アイデアコンペ終了後に公式ウェブサイトにて公開いたします。



ファイル形式	提案資料 (PDF 形式)
ファイル名	整理番号 (参加登録後に発行される数字) としてください。
ファイルサイズ	100MB 未満を原則とします。

ページのサイズ等	A3横3枚（表紙ページは不要）
文字の大きさ	提案資料本文は、10.5ポイント程度とし、標準的なPC画面で判読可能なレベルかつ、会場等に掲載する際に視認性が高いもの。
画像解像度	同上
匿名性	第1次審査は匿名で行いますので、応募作品中に応募者が特定される情報（氏名、所属、マーク、記号等）は一切含めないようにしてください。
その他	プレゼンテーションには、第1次審査の際に提出いただいた資料を用いていただきますが、資料の内容を変えずに、公開プレゼンテーション用資料として、枚数やレイアウトを変更したものを用いていただいても構いません。 提案資料には、タイトルも表記してください。

7. スケジュール（予定）

- ① 募集要項公表 2024年7月31日（水）
- ② 質問受付期間 2024年8月7日（水）から
2024年8月30日（金）17:00まで
- ③ 質問回答公表 2024年9月13日（金）まで（順次回答）
- ④ 参加登録期間 2024年8月7日（水）から
2024年10月18日（金）17:00まで
- ⑤ 提案応募期間 2024年8月7日（水）から
2024年10月25日（金）17:00まで
- ⑥ 第1次審査通過者発表 2024年11月上旬
※第1次審査通過者には、事務局より応募代表者にメール通知
- ⑦ 最終審査（公開プレゼンテーション） 2024年12月1日（日）
※第1次審査通過者を対象に実施
- ⑧ 表彰・発表会 2024年12月1日（日）

8. 賞

最優秀賞 1作品 賞金50万円
 優秀賞 1作品 賞金20万円
 入賞 3作品程度 賞金10万円

※応募作品の状況等により、受賞作品数に変更となる場合があります。

9. 審査員（50音順）

審査員	所属等
秋田 典子	千葉大学大学院 園芸学研究院 教授
久保田 善明	富山大学 都市デザイン学部 教授
園田 聡	有限会社ハートビートプラン 代表取締役
田中 智之	早稲田大学 理工学術院 創造理工学部 建築学科 教授
難波 悠	東洋大学大学院 経済学研究科公民連携専攻 教授
西村 幸夫	東京大学名誉教授 國學院大學観光まちづくり学部 学部長
新田 八朗	富山県知事

10. 質問と回答

公式ウェブサイトにて質問を受け付けます。

（2024年8月30日（金）17:00まで）

回答は、2024年9月13日（金）までに順次公式ウェブサイトに掲示します。

11. 審査

第1次審査

- ・ 審査は応募者を匿名にして行います。
- ・ 提出された資料に基づき審査します。
- ・ 審査は、審査委員会を開催（非公開）し、第1次審査通過者を決定します。
- ・ 事務局より第1次審査通過者には、応募代表者にメールで通知します。
また、公式ウェブサイトにおいて、第1次審査通過者の整理番号を公表します。
- ・ 審査項目の配点（50点満点）
 - （1）課題認識（5点）
現状分析が的確で、エリアの課題に対応しているか。（5点）
 - （2）ありたい姿の実現（15点）
ありたい姿の実現に近づく内容となっているか。（15点）
 - （3）効果（15点）
エリア周辺のまちづくりに与える影響がプラスであるか。（5点）
エリアの持続可能性を高める内容となっているか。（5点）
県全体に付加価値が広がる要素が含まれているか。（5点）
 - （4）独創性（10点）
独創的なアイデアが含まれ、他のアイデアとの差別化できる要素があるか。（10点）
 - （5）総合評価（5点）

最終審査

- ・ 公開プレゼンテーションと質疑応答を現地又はオンラインで行い、その内容に基づき審査します。
- ・ プレゼンテーションは10分間、質疑応答は8分間とします。
- ・ プレゼンテーションには、第1次審査の際に提出いただいた資料を用いていただきますが、資料の内容を変えずに、公開プレゼンテーション用資料として、枚数やレイアウトを変更したものを用いていただいても構いません。また、発表者自身でプレゼンテーション用資料を現地又はオンラインで画面共有して実施いただきます。
- ・ 複数名で発表しても構いません。質疑応答は、発表資料を画面共有したままでも、画面共有を停止し、発表者の顔等を映した状態でも構いません。発表者自身で操作してください。
- ・ オンラインの方は、審査会前に接続確認及び発表資料の動作確認を行います（後日連絡）。
- ・ 発表者の責による発表時のトラブル（操作ミス、埋め込みデータの動作トラブル、接続トラブル、通信障害、ハウリング、周囲の騒音、画面フリーズ等）は、発表者の自己責任とさせていただきます。
- ・ オンラインの接続方法（招待URL等）については、事前に応募代表者にメールで通知します。
- ・ 受賞者は、すべてのプレゼンテーションと質疑応答の終了後、審査委員会を開催して決定します。
- ・ 審査項目の配点（50点満点）
公開プレゼンテーションを踏まえ、次の配点で行います。
 - （1）課題認識（5点）
現状分析が的確で、エリアの課題に対応しているか。（5点）
 - （2）ありたい姿の実現（15点）
ありたい姿の実現に近づく内容となっているか。（15点）
 - （3）効果（15点）
エリア周辺のまちづくりに与える影響がプラスであるか。（5点）
エリアの持続可能性を高める内容となっているか。（5点）
県全体に付加価値が広がる要素が含まれているか。（5点）
 - （4）独創性（10点）
独創的なアイデアが含まれ、他のアイデアとの差別化できる要素があるか。（10点）
 - （5）総合評価（5点）

12. 結果発表

第1次審査の結果は、事務局より第1次審査通過者へ応募代表者にメールで通知します。

最終審査の結果は、審査会当日に予定している表彰式で発表するとともに、後日、講評とあわせて公式ウェブサイトでも発表します。

13. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。賞を決定した後に、該当が判明した場合も同様に失格とし、表彰を取り消したうえ、賞金の返還を求める場合があります。

- ・ 提出方法、提出先、提出期限が守られていない場合
- ・ 応募作品中に、応募者が特定できる情報（氏名、所属、マーク、記号等）が含まれていた場合
- ・ 審査の公平性に影響のある行為（審査員への不正な働きかけ等）が認められた場合
- ・ 代表者及びメンバーが反社会的勢力と関係を有すると認められた場合

14. 著作権及び応募作品の取り扱い

- ・ 応募作品は未発表かつ自作のものに限ります。
- ・ 応募作品に対する著作権は応募者に帰属するものとします。ただし、本アイデアコンペの主催者及び後援者が、応募作品の結果通知や広報、作品集、あるいは関連事業の設計検討に用いる等の目的に使用することについて、応募者は許諾するものとします。その際、応募作品を部分的に使用、又はレイアウトを変更して使用することがありますので、予めご了承ください。
- ・ 応募作品に表現された具体的デザインは著作権法が定める著作物に該当しますが、デザインの考え方やアイデアそれ自体は一般に著作物には該当しません。したがって、本アイデアコンペの主催者が、応募作品の考え方やアイデアを応募者に伝えることなく関連事業の検討や設計の参考として用いたりする可能性がありますことを予めご了承ください。
- ・ 表彰された作品が第三者の知的財産権を侵す場合、その他本要項の規定に違反していることが判明した場合は、表彰後であっても、決定を取り消したうえで、賞金の返還を求める場合があります。なお、第三者の知的財産権を侵したことに伴い発生した紛争、損害等については、すべて応募者が責任を負うものとし、主催者、後援者は一切の責任を負いません。
- ・ 応募作品については、富山県の広報誌やウェブサイト等に公開される可能性があります。
- ・ 応募者が応募データを提出した時点で、本要項に同意したものとみなしますので、十分な理解のうえで応募してください。

15. その他

- ・ 審査についての個別の問い合わせには応じかねます。
- ・ 第1次審査を通過していない場合には、通知は行いません。また、応募者は審査の結果について異義を主張することができないものとし、主催者は、その理由について一切開示義務を負いません。
- ・ 第1次審査通過者には、最終審査に出席（現地又はオンライン）に要する旅費や通信費については、応募者の負担とします。
- ・ 第1次審査通過者であっても、最終審査に出席（現地又はオンライン）できない場合は選外となりますのでご注意ください。
- ・ 募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、主催者の判断により決定します。応募者は、その内容に同意できなかった場合は応募を撤回できますが、応募に要した一切の費用は負担いたしません。

16. 事務局

県庁周辺エリアアイデアコンペ事務局

（株式会社日本総合研究所、株式会社 PCO）

e-mail : 200010-toyama_kenyuchi@ml.jri.co.jp



このロゴマークは、土木学会建設マネジメント委員会が発行する『土木設計競技ガイドライン・同解説+資料集』に本コンペが準拠していることを表すものです。